

災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定について

現在、本県では、災害拠点病院として 33 病院を指定しております。本県の災害拠点病院の整備体制としては、最終的に 36 病院（概ね人口 20 万人あたり 1 か所）を指定する計画となっております。

うち、名古屋 B 地区（東区・北区・西区・中区）の広域二次救急医療圏においては、災害拠点病院を 2 か所指定する計画となっておりますが、現在のところ 1 か所の指定であり、1 か所未指定の状況となっております。

今回、指定をご検討いただく名古屋市立西部医療センター（北区）は、施設の規模、設備面の充実度等から災害拠点病院として最も適当と認められます。

【新たに指定する病院】

名古屋市立西部医療センター

【指定年月日】

平成 24 年 3 月 31 日（土）

【指定の理由】

災害時の医療支援機能を確保するため

【名古屋 B 地区広域二次救急医療圏】

	地域中核災害医療センター	地域災害医療センター	人口/病院
現 状	名古屋医療センター	なし	463,572 人
指定後	名古屋医療センター	名古屋市立西部医療センター	231,786 人

*人口は平成 23 年 12 月 1 日現在

【指定までの審議予定】

名古屋圏域保健医療福祉推進会議	平成 24 年 2 月 13 日（月）
愛知県医療審議会医療対策部会	平成 24 年 3 月 23 日（金）

名古屋市立西部医療センターの施設・設備の整備状況

災害拠点病院指定基準	有無	備考
1 災害拠点病院として必要な施設		
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	有	ICU等 12室
簡易ベッド及び備蓄倉庫	有	100台
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	有	
診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
自家発電装置、受水槽等による生活必需基盤の維持機能	有	3日分
非常時に使用可能なヘリコプターの離発着場	有	敷地内屋上 ヘリポート
2 災害拠点病院として必要な設備		
広域災害・救急医療情報システムの端末	有	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	有	ICU等 12室
患者の多数発生時用の簡易ベッド	有	100台
被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機	有	
3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能		
患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能	有	搬送車1台
自己完結型の医療救護チームの派遣機能	有	派遣車両 1台
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	無	H24 年度整備予定

災害拠点病院の指定状況及び指定方針

二次医療圏	広域二次救急医療圏				
	名称	地域	人口	目標値	1病院当たり人口
名古屋医療圏	名古屋A	千種区・昭和区・守山区・名東区	597,491	3	199,164
	名古屋B	東区・北区・西区・中区	463,572	2	231,786
	名古屋C	瑞穂区・南区・緑区・天白区	636,075	3	212,025
	名古屋D	中村区・熱田区・中川区・港区	570,236	3	190,079
海部医療圏	海部E	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	331,121	2	165,561
尾張西部医療圏 尾張中部医療圏	尾張西北部F	一宮市・稲沢市・清須市・北名古屋市・西春日井郡	678,009	3	226,003
尾張北部医療圏	尾張北部G	犬山市・江南市・岩倉市・丹羽郡	278,244	1	278,244
	春日井小牧H	春日井市・小牧市	453,672	2	226,836
尾張東部医療圏	尾張東部I	瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・愛知郡	463,869	3	154,623
知多半島医療圏	知多J	半田市・知多市・東海市・大府市・常滑市・知多郡	617,088	3	205,696
西三河南部西医療圏	衣浦西尾K	刈谷市・知立市・安城市・高浜市・碧南市・西尾市	677,432	3	225,811
西三河南部東医療圏	岡崎額田L	岡崎市・額田郡	412,499	2	206,250
西三河北部医療圏	豊田加茂M	豊田市・みよし市	481,647	2	240,824
東三河南部医療圏	東三河平坦N	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市	703,447	3	234,482
西三河北部医療圏	東三河山間O	新城市・北設楽郡	59,818	1	59,818
	計		7,424,220	36	206,228

人口はH23.12.1現在

災害拠点病院協議会（H18.12）及び各圏域保健医療福祉推進会議（H19.1～2）承認			
病院名	目標値との差	地域中核災害医療センターの対象地域	その他意見等
名古屋第二赤十字病院(810) 名古屋大学医学部附属病院(985) 名古屋市立東部医療センター(488)	0]	
名古屋医療センター(690)	1]	・名古屋市立西部医療センター(500)を、H23年度末に指定する予定。
社会保険中京病院(663) 名古屋市立大学病院(772) 名古屋記念病院(464)	0]	
名古屋第一赤十字病院(852) 名古屋掖済会病院(662) 中部労災病院(621)	0]	
厚生連海南病院(547) 津島市民病院(440)	0]	
厚生連尾西病院(168) 一宮市民病院(560) 総合大雄会病院(322)	0]	
厚生連江南厚生病院(624)	0]	
小牧市民病院(544) 春日井市民病院(550)	0]	
藤田保健衛生大学病院(1464) 愛知医科大学病院(948) 公立陶生病院(666)	0]	
半田市立半田病院(499) 厚生連知多厚生病院(199)	1]	・1か所の指定について調整を続ける。
厚生連安城更生病院(717) 刈谷豊田総合病院(621) 西尾市民病院(400)	0]	
岡崎市民病院(650)	1]	・1か所の指定について調整を続ける。
厚生連豊田厚生病院(600) トヨタ記念病院(513)	0]	
豊橋市民病院(866) 豊橋医療センター(414) 豊川市民病院(339)	0]	
新城市市民病院(255)	0]	
計	3		

()内は、一般病床数は、基幹災害医療センター（2か所）は、地域中核災害医療センター（16か所）は、地域災害医療センター（15か所）

(1) 【基幹災害医療センター】は、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、平常時からの研修・訓練等を通じて県下全域の災害医療体制の機能強化の役割を担う。
(2) 【地域中核災害医療センター】は、原則として救命救急センターの指定を受けているものから選定し、新たに指定する災害拠点病院の取り纏めと機能強化を通じ、当該地域の災害医療体制を強化する役割を担う。
(3) 【地域災害医療センター】は、原則として新たに指定される災害拠点病院とし、【地域中核】と連携して地域の災害医療体制の向上に努める。

愛知県災害拠点病院設置要綱

(目的)

第1条 災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を設置し、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

(災害拠点病院の指定)

第2条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会医療対策部会の意見を聴くものとする。

(災害拠点病院の指定基準)

第3条 災害拠点病院の指定基準は、国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(H8.5.10健政発第435号)を基本とし、原則として救命救急センター及びこれに準じる公的病院であって、災害拠点病院として必要な施設・整備を備え、災害医療支援機能を有する病院から選定する。

(1) 災害拠点病院として必要な施設

- ア 病棟(病室、集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- イ 災害時の重症患者を応急的に収容するに十分な広さの講堂、会議室、廊下等
- ウ 診療に必要な施設が耐震構造であること
- エ 自家発電装置、受水槽等による生活必需基盤の維持機能
- オ 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(2) 災害拠点病院として必要な設備

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

(3) 災害拠点病院が有する災害医療支援機能

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- イ 患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

(災害拠点病院の構成)

第4条 災害拠点病院は、基幹災害医療センター、地域中核災害医療センター及び地域災害医療センターにより構成する。

- (1) 基幹災害医療センターは、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、地域災害医療センターの機能のほか、県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有するものとする。
- (2) 地域中核災害医療センターは、原則として、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、広域二次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有するものとする。
- (3) 地域災害医療センターは、(1) (2) 以外の災害拠点病院とする。

(災害拠点病院の運営)

第5条 災害拠点病院は、常に、第3条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。